

中山氏ら提訴：損害賠償事件

元JR東労組高崎地本組合員の中山透氏・恩田孝美氏・杉山晃氏・松本紀行氏・佐藤麻美氏・宮口今朝美氏、町田和明氏、JR東労組組合員で組合員権停止中の新井賢一氏、漆原徹氏、角田文典氏が①恩田氏が高崎地本の代表者であること②高崎地本事務所の明渡し③地本交付金(250万円)の支払④組合員としての活動ができない精神的苦痛に対する慰謝料⑤佐藤麻美氏が高崎地本で就労できなかった分の賃金などの損害賠償を求め、ひがし労の顧問弁護士を代理人にJR東労組を提訴

2024年3月21日、最高裁判所 2つの裁判の決定を下す

東労組が提訴：通帳引き渡し請求

2020年10月22日から、JR東労組中央本部が高崎地本に本部派遣を行ったところ、地本事務所から、通帳6冊(計1億円以上)が無くなっていることが発覚。

別の裁判で元高崎地本組合員の恩田孝美氏が、「通帳6冊」を持っていることが判明。

JR東労組は、高崎地本の通帳の引き渡しを求め、恩田孝美氏(代理人:ひがし労の顧問弁護士)を提訴



- 恩田氏は高崎地本の対外的な代表権を有しない。
- 恩田氏が高崎地本の代表権を欠く結果、JR東労組高崎地本の代表者として行った訴訟は無効

- JR東労組の統制権の範囲として、本部が地本の組織運営を代替することは含まれる。
- 中央本部が高崎地本を代替執行しているので、通帳も、中央本部が所有権を行使できる。

NEW

中山氏らの
上告棄却

NEW

最高裁決定
(令和6年3月21日)

NEW

恩田氏の
上告棄却

JR東労組の
判断の正しさが証明

通帳返せ!!